

特集
手続きは
混み合う
前に！

引っ越しに伴う 手続きはお早めに

年度末・年度始めの土日受け付け／平日の窓口受付時間の延長

異動手続きに伴う混雑を軽減するため、以下の業務について、土・日曜日の窓口業務と平日の受付時間延長を実施します。

- ▼土日開庁 3月30日(日)・4月5日(土)の午前8時30分～正午
- ▼平日延長 3月31日(月)～4月4日(金)の午後5時～7時
※住民異動届の受け付けは午後6時30分まで。
- ▼ところ 市役所本庁舎(上白銀町)

- ①住民異動届(転出・転入・転居など)の受け付け
- ②住民票の写し、戸籍証明書(謄抄本)、身分証明書、所得課税証明書の発行
- ③印鑑登録、印鑑証明書の発行

【注意事項】

- 本人確認書類(代理人が申請する場合は委任状も)が必要です。
- 印鑑登録は本人が直接申請し、本人確認が得られたなど、条件を満たした場合のみ即日カード交付が可能／印鑑証明書の発行には印鑑登録証(カード)が必要です。
- 郵送で受け取り可能な証明書(転出証明書など)もあります。詳しくは市ホームページを確認を。
- ごみ分別収集日程表・分け方出し方のチラシも配布しています。

■担当課 市民課(1階、☎35-1113)

国民健康保険の資格取得・喪失の手続き

■担当課 国保年金課(1階、☎40-7045)

次のことに関する手続き

- ①児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当
- ②子ども医療費・ひとり親家庭等医療費の給付資格
- ③保育所・認定こども園等

■担当課 こども家庭課(1階、①②…☎40-7039、③…☎35-1131)

住民異動届 ※本人確認書類が必要です。

【転出する(弘前市→他の市町村)▶転出届】

転出前の14日以内に届け出を。新しい住所地への転入に必要な転出証明書を受け取るか、マイナンバーカードか住基カードへの特例転出の処理を受けてください。

【転入した(他の市町村→弘前市)▶転入届】

転入日から(引っ越し後)14日以内に届け出を。前の住所地で受け取った転出証明書か、特例転出の処理済みのマイナンバーカードか住基カードを持参してください。

※カードを利用した転入手続きは、出張所ではできません。

■問い合わせ・届け出先 市民課(市役所1階、☎35-1113)／岩木総合支所民生課(☎82-1628)／相馬総合支所民生課(☎84-2113)／各出張所

【市内で転居した▶転居届】

転居日から(引っ越し後)14日以内に届け出を。マイナンバーカードか住基カードを持参してください。

※同居の親族ではない代理人が届け出する場合は委任状も必要。

～転入出・転居の手続きをする人へ～

- 世帯全員(持っている人のみ)のマイナンバーカードをご持参ください。
- マイナンバーカードの手続きでは、暗証番号を使用します。確認の上、お越しください。



▲住民異動届について、詳しくはこちらから。

子育て支援制度

【住所を異動するとき】

児童手当や子ども医療費、ひとり親家庭支援、保育所などの手続きが必要です。同居者が変わる場合も手続きが必要な場合があります。

■問い合わせ先 こども家庭課(市役所1階、手当・医療費について…☎40-7039、保育所等の利用について…☎35-1131)

※岩木総合支所民生課・相馬総合支所民生課・各出張所で手続きできる制度もあります。

転校

市立小・中学校は、各地域の学区で指定された学校に通学することになります。詳細は問い合わせを。

■問い合わせ先 学務健康課(岩木庁舎内、☎82-1643)

国民健康保険



【市内で転居したとき】

被保険者証などを持参し、届け出を。

【転出するとき】

被保険者証などの返却を。市外の学校に修学する場合は、在学証明書か学生証の写しの持参を。

■問い合わせ・届け出先 国保年金課(市役所1階、☎40-7045)／岩木総合支所民生課(☎82-1628)／相馬総合支所民生課(☎84-2113)

後期高齢者医療制度



【転出するとき】

被保険者証や限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証を持参し、届け出を。

【転入したとき】

県外からの場合は前の住所地からの負担区分等証明書を持参し、届け出を。

■問い合わせ・届け出先 国保年金課(市役所1階、☎40-7046)／岩木総合支所民生課(☎82-1628)／相馬総合支所民生課(☎84-2113)

国民年金

年金

【住所を異動するとき】

年金を受給している人は手続きが必要な場合があります。

■問い合わせ先 国保年金課(市役所1階、☎40-7048)／岩木総合支所民生課(☎82-1628)／相馬総合支所民生課(☎84-2113)

障がい



障害者手帳を持っている人や障害福祉制度を利用している人は、新しい住所地で住所変更や届け出内容の変更が必要な場合があります。

■問い合わせ先 障がい福祉課(市役所1階、☎40-7036)

水道・下水道など

水道や井戸水、下水道などの使用を開始・中止・廃止するときは、希望日の原則2営業日前までに連絡が必要です。

中止・廃止の連絡の際は、水道使用量のお知らせや領収書に記載の「お客様コード」をお知らせください。

■問い合わせ・申込先 上下水道部お客さまセンター(岩木庁舎・市役所本庁舎、☎55-6868)

このほか、電気やガス、電話、NHK放送受信料、新聞の連絡、郵便の転居届、ペットの住所変更などもお忘れなく。

介護保険



【住所を異動するとき】

要介護・要支援認定を受けている人や認定申請中の人は、手続きが必要な場合があります。

■問い合わせ先 介護福祉課(市役所1階、☎40-7050)

自動車・バイク



所有者の住所や名義が変わった場合や、団体(法人)の代表者に異動があった場合は届け出を。

■届け出先 ①125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車など…市民税課(市役所2階、☎35-1117)／岩木総合支所民生課(☎82-1628)／相馬総合支所民生課(☎84-2113)／②軽四輪自動車…軽自動車検査協会青森事務所(青森市浜田字豊田、☎050-3816-1831)／③250cc以下の軽二輪、250ccを超える二輪の小型自動車、普通自動車…青森運輸支局(青森市浜田字豊田、☎050-5540-2008)

※②・③は、(一社)弘前自動車協会(神田4丁目、☎32-7237)でも手続きできます(手数料が必要)。

○普通自動車税(種別割)…運輸支局に住所の変更手続きがすぐにできない場合は、中南部地域県民局県税部納税管理課(弘前合同庁舎内、蔵主町、☎32-4341)へ。



▲県ホームページからも住所変更できます。

ごみ



市では、引っ越しなどで一度に大量に出るごみは収集していません。ごみ処理施設に持ち込みする(有料)か、許可業者に依頼(有料)してください。

■問い合わせ先 環境課(☎35-1130)／弘前地区環境整備センター(町田字筒井、☎36-3883)／南部清掃工場(小金崎字川原田、☎92-2105)

※家電リサイクル法対象品目(テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫)やタイヤなどの自動車部品、消火器など、市で受け入れをしていないごみもあります。

▼申し込み方法と受付時間

- 電話 平日の午前8時30分～午後6時
- 窓口 平日の午前8時30分～午後5時
- インターネット 常時

※3月20日(木)・22日(土)・29日(日)は電話でのみ受け付けします(午前8時30分～午後5時)。



◀インターネットでの申し込みは専用ウェブサイトから。